

金融庁では、ゲノム医療推進法が成立したことを受け、各保険会社に対し、ゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて徹底するなど、改めて適切な対応を要請。引き続き、各社の取組みについて適切にフォローアップ。

業界団体との意見交換会（※）において、金融庁が保険会社に対して要請した内容

- ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループについて
 - ・ 2023年12月26日に、第1回目のゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループが開催され、幅広い観点からさまざまな意見が出された。
 - ・ 保険関連では、差別等への適切な対応の確保に関して、指針やガイドラインの作成といった対応を省庁横断的に検討する必要があるとの意見や、ゲノム情報の適正な取扱いに関して、ゲノム情報の幅広い利活用を考えた場合の取扱いや不適正な利用が生じた場合の対策を検討する必要があるとの意見が出された。
 - ・ 今後、基本計画の策定に向けた議論が本格化していくと思われるが、各社及び協会の皆様とは引き続き意見交換を行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。
 - ・ また、各社におかれては、**引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないこと**や**ゲノム情報による不当な差別を決して行わないこと**について、**改めて徹底いただきたい。**

（※）生命保険協会：2024年2月16日。日本損害保険協会：2024年2月15日

ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保 (保険会社による対応)

生命保険協会及び日本損害保険協会は、令和4年5月、日本医学会等による共同声明を踏まえた対応として、保険の引受・支払実務における現行の遺伝情報の取扱いについてまとめた周知文書を各保険協会ホームページにて公表。

【生命保険協会による周知内容（日本損害保険協会も同様の内容を公表）】

会員各社の引受・支払実務における遺伝情報の現在の取扱い

- ・ 生命保険の引受・支払実務においては、告知書や診断書等に記載された病名や手術予定の有無、投薬といった医療行為の内容等に基づき、客観的・合理的かつ公平に判断を行い、人権尊重を基本とした取扱いを行っている。
- ・ 上記取扱いにおいて、**遺伝学的検査結果※の収集・利用は行っていない**。なお、提出された告知書や診断書等に、遺伝学的検査結果が含まれている場合や、記載された病名や家族の病歴、医師による遺伝カウンセリング実施の記録等から遺伝学的検査結果と同等の情報を特定し得る場合についても、遺伝学的検査結果および遺伝学的検査結果と同等の情報の利用は行っていない。この取扱いについては、研究として行われたゲノム解析の結果についても同様としている。
- ・ 本取扱いについては、医療の進歩や社会的な議論の成熟等、環境や情勢の変化に応じ、特に今後ゲノム医療が普及し遺伝情報について消費者の正確な理解が進むことに伴い、新たな課題が認識された場合等には、監督官庁の指導と医療・医学等の関係者の意見を参考とし見直しを行うことを含め適時適切に対応する。ただし、見直し時点までは本取扱いを維持する。

※日本医学会「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン（2022年3月改定）の定義による